

市長記者会見

期 日：令和3年11月9日（火）
時 間：午前9時から
会 場：大会議室南側

内容

- 1 飲食店等での消費を喚起
SANJO 安心なお店エールキャンペーンを実施・・・【商工課】
- 2 図書館等複合施設の愛称を決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・【生涯学習課】
- 3 新潟県内で初
ふるさと納税の返礼品に「電子感謝券」を導入・・・【税務課】
- 4 市庁舎の停電対応訓練を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・【行政課】
- 5 新潟県弁護士会と三条市が
「三条市重層的相談支援事業への連携協力に関する協定」を締結・・・【福祉課】

**飲食店等での消費を喚起
SANJO 安心なお店エールキャンペーンを実施**

依然として業績低迷が続く地元飲食店等での消費を喚起し、市内経済の回復を後押しするため、「SANJO 安心なお店エールキャンペーン」を実施し、プレミアム付き飲食券を発行します。

【本件のポイント】

- 飲食店等の消費喚起を行う「SANJO 安心なお店エールキャンペーン」を実施
- 県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」の認証を取得し、本キャンペーンに参加する市内の店舗で利用できるプレミアム付きの飲食券を発行
- 参加店舗を本日から募集、飲食券の販売は11月25日（木）に開始予定

【本件の概要】

1 内容

新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト」の認証を取得し、本キャンペーンに参加する市内飲食店等で利用できるプレミアム付きの飲食券を発行します。

- | | |
|------------|---|
| (1) 飲食券の種類 | 額面1,000円券の10枚綴り（10,000円分） |
| (2) 販売金額 | 8,000円（2,000円のプレミアム） |
| (3) 発行冊数 | 10,000冊 |
| (4) 販売場所 | 三条商工会議所、三条市役所（三条庁舎、栄庁舎、下田庁舎）及び参加認証店等（予定） |
| (5) スケジュール | 販売期間 11月25日（木）～12月25日（土）（予定）
使用期間 11月25日（木）～1月31日（月）（予定）
※飲食店等の換金期間は販売開始から約3か月間 |

※新型コロナウイルスの感染者が増加し、新潟県が三条市を含む地域に「警報」を発令した場合は、当キャンペーンを一時中止します。

2 参加店舗の募集

本キャンペーンへ参加いただける市内の飲食店等を本日から募集します。参加希望店は、SANJO 安心なお店応援協議会（事務局：三条商工会議所）へお申し込みください。

※県が認証店の審査を継続して実施しているため、今後、新たな認証店が発表され次第、追加募集を行い、ホームページで公開します。

3 実施主体

SANJO 安心なお店応援協議会（三条市、三条商工会議所、栄商工会、下田商工会により構成）

発信日11月吉日

販売総額
1億円

プレミアム率25%の飲食券でお客様を呼び戻そう！

SANJO安心なお店エールキャンペーン

飲食券の使える認証店を募集します！

ワクチン接種が進み、都市部の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が終了しました。

新潟県の警報も解除されている今、以前の日常を取り戻すべく、新潟県の「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証」を受けている三条市内のお店を対象に飲食券事業を実施することといたしました。この機会に是非お申込みください。



認証店の方必見！

一次締切 11/19(金)

会議所へ郵送、FAX、又は直接お持ちください
一次締切後も随時認証された方は参加いただけます

1. 対象店舗 にいがた安心なお店応援プロジェクト認証を受けている三条市内の店舗
2. 開催内容 8,000円で10,000円分の飲食券1万冊を一般販売
(1,000円×10枚綴)
購入者は参加店舗で飲食券を使用。店舗側は受け取った飲食券を後日換金。
3. 実施期間 令和3年11月25日(木)～令和4年1月31日(月) (使用期間)
(販売期間11月25日(木)～12月25日(土))
※但し、新潟県が三条市を含む地域に感染拡大警報を発令した場合は使用を一旦中止し実施期間を延期することがあります。
4. 各店サービスについて
本飲食券の利用を促進するため、本飲食券を利用する際に提供できるサービスがございましたら、申請用紙にご記入ください。
5. その他 当事業にて知り得た個人情報については、適切に管理し、当事業以外には使用いたしません。当事業に関連した広報に使用させていただく場合がございます。



申込は別紙登録
申請用紙から

※登録店舗向け説明会 11月22日(月)14時より
三条商工会議所にて開催、ツールを配布します。
取扱登録希望の方は必ずご出席ください。

【問合せ先】

三条安心なお店応援協議会
(三条商工会議所産業振興課内)
TEL: 0256-32-1311
FAX: 0256-32-1310

図書館等複合施設の愛称を決定

賞金 30 万円で募集を行った現在建設工事中の図書館等複合施設の愛称を、3,000 件を超える応募の中から「まちやま」に決定しました。

供用開始は、令和4年7月24日（日）を予定しています。

【本件のポイント】

- 図書館等複合施設の愛称は、3,000 件を超える応募の中から、「まちやま」に決定。提案者に 30 万円を進呈
- 当施設の供用開始は令和4年7月24日（日）を予定

【本件の概要】

1 当施設の概要

図書館等複合施設は、図書館、鍛冶ミュージアム、科学教育センターが一体となった多世代の活動・交流を生み出す「まちなかの中核施設」です。供用開始は、令和4年7月24日（日）の予定です。

2 愛称募集・選定

応募の中から愛称選考会が候補を絞り込み、その中から市長が決定しました。

- (1) 愛 称 「まちやま」
- (2) 提 案 者 堀江 光実（ほりえ みつみ）様（市内在住）
- (3) 提案理由

施設の形態から、まちの中にある大きな山と、その中にいろいろな楽しさや知識、学びが詰まっている様子をイメージしました。また、隣のステージえんがわの「えんがわ」とそろえてひらがな4文字にしました。

- (4) 応 募 数 3,070 件（国内外から）
- (5) 賞金の進呈

当施設のオープンイベントにおいて賞金 30 万円を進呈します。

- (6) 愛称選考委員会委員
三条市図書館協議会委員（2人）、三条市小中学校長会（2人）、
越後三条鍛冶集団（1人） 合計5人

3 その他 現図書館本館は、令和4年4月1日（金）から新館への移転のため休館します。分館・分室は通常どおり開館します。

【問合せ】 三条市市民部 生涯学習課 生涯学習推進係 今井、笹倉
電話：0256-47-0048

新潟県内で初 ふるさと納税の返礼品に「電子感謝券」を導入

ふるさと納税の返礼品に、加盟店での買い物や食事などに利用できるポイントを付与する「電子感謝券」を新潟県内で初めて導入します。

【本件のポイント】

- ふるさと納税の返礼品に「電子感謝券」を県内で初めて導入
- 市外の方が三条市へ来られた時に、飲食店や土産物店等の加盟店で利用可能

【本件の概要】

1 電子感謝券とは

ふるさと納税の返礼品として、自治体が定めた加盟店でのお買い物や食事、宿泊、体験などに利用できる電子ポイントです。

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」でふるさと納税をするときの返礼品に電子感謝券を選択すると、寄付額の3割のポイントが付与され、三条市を訪れた際の加盟店での支払い時に利用できます。

2 利用対象者 三条市外の方

3 利用できるふるさと納税ポータルサイト

ふるさとチョイス (<https://www.furusato-tax.jp/lp/token/>)

4 寄付額及び付与するポイント

- ・寄付額 100,000 円に対して 30,000 ポイントを付与
- ・寄付額 10,000 円に対して 3,000 ポイントを付与

5 運用開始日 11月25日(木)

6 加盟店 5店舗(11月8日現在) ※現在募集中です。

市庁舎の停電対応訓練を実施

災害で停電が発生しても災害対策本部の機能を維持し、市民サービスを継続するため、市庁舎における電気供給の手順を確認する停電対応訓練を実施します。

【本件のポイント】

- 災害による停電発生時にも、災害対策本部の機能を維持し、市民サービスを継続するため、市庁舎での停電対応訓練を初めて実施
- 東北電力ネットワーク(株)様等の協力の下、電源車からの電気供給等の手順を確認

【本件の概要】

1 趣 旨

過去に全国で起きた災害で大規模な停電が発生し、地元自治体による災害対応や復旧に支障を来した事例を踏まえ、停電発生時にも災害対策本部機能を維持するために訓練を行うもの

2 と き 11月23日(火・祝) 午前9時～正午

3 と ころ 三条市役所 三条庁舎 2階 大会議室、市民総合窓口等

4 時間・内容

9時	停電発生、自家発電機への切替え、機器・各種業務システムの稼働確認等
9時30分	自家発電機の不具合発生、停電の長期化に備えた電源車への切替え(※)、機器・各種業務システムの稼働確認等
10時30分	電源車への燃料補給、自家発電機への切替え(不具合改善)(※)、商用電源への切替え(送電設備復旧)、機器・各種業務システムの稼働確認等
11時45分	総括

(※)は電源車での作業です。訓練は全て御取材いただけます。

5 協 力

東北電力ネットワーク(株)様、(一財)東北電気保安協会様

【問合せ】三条市総務部 行政課 防災対策室 小柳、谷間

電話：0256-34-5517

新潟県弁護士会と三条市が
「三条市重層的相談支援事業への連携協力に関する協定」を締結

新潟県弁護士会と三条市が「三条市重層的相談支援事業への連携協力に関する協定」の締結式を執り行います。

【本件のポイント】

- 11月25日に新潟県弁護士会と三条市が「三条市重層的相談支援事業への連携協力に関する協定」の締結式を実施

【本件の概要】

- 1 と き 11月25日（木）午後1時30分
- 2 ところ 三条市役所 三条庁舎3階 第一会議室
- 3 出席者
 - (1) 新潟県弁護士会
会長 若槻 良宏 氏
副会長 廣田 貴子 氏
高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員 中澤 泰二郎 氏
 - (2) 三条市
市長 滝沢 亮
副市長 若山 裕
福祉保健部長 佐藤 和明
- 4 締結式内容
挨拶、協定締結、写真撮影、質疑応答
- 5 協定内容
 - (1) 法的知見に基づいた助言及び法的対応等の支援
 - (2) 相談スキル向上のための講師派遣 など

【問合せ】 三条市福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係 木戸、吉岡
電話：0256-34-5405